

事前評価調書

I 事業概要					
事業名	農業農村整備事業(水質保全対策事業)				
地区名	しんいわくらようすい 新岩倉用水地区				
事業箇所	丹羽郡大口町、一宮市、江南市、岩倉市、小牧市				
事業のあらまし	<p>本地区は愛知県の北西部に位置する一宮市始め4市1町にまたがる水田地帯であり、岩倉用水は木津用水を水源として本地区に用水を供給する農業用水路である。</p> <p>岩倉用水は周辺の雑排水の流入等に起因する水質の悪化から、用排兼用の機能のうち用水機能を分離するため、昭和42年度から51年度にかけて県営かんがい排水事業により管水路化され、一部区間は平成4年度から13年度にかけて県営かんがい排水事業により補修が実施されている。</p> <p>近年、県営かんがい排水事業による管水路化から40年以上が経過し、老朽化に伴う漏水や漏水に伴う地盤陥没への対応により、維持管理に多大な労力を要し、安定した用水供給に支障をきたしている。また、大規模地震時における施設損壊による機能喪失や周辺地域の浸水被害の発生が懸念されている。</p> <p>このため、本事業により老朽化及び耐震対策を実施することにより、施設の機能維持・強化を図り、良質な農業用水の安定供給を維持し、農業生産の維持並びに農業経営の安定化を図る。</p>				
事業目標	<p>【達成（主要）目標】 従前の用水機能を維持し、農業生産の維持、農業経営の安定化を図る。</p> <p>【副次目標】 なし</p>				
事業費	事業費	内訳			
	40.5億円	■工事費 34.2億円、■用補費 1.1億円、■その他 5.2億円			
事業期間	採択予定年度	平成30年度	着工予定年度	平成31年度	完成予定年度
事業内容	用水路工 9.0km				
II 評価					
①事業の必要性	1) 必要性	本地区の用水路は敷設から40年以上が経過し、老朽化に伴う漏水が頻発していることから、安定した農業生産や健全な農業経営が損なわれる恐れが生じているため、施設を更新する必要がある。			
	判定	A	A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。		
		【理由】	本地区の用水路は、近年、老朽化に伴う漏水が頻発しており、大規模地震時による被害発生も懸念されることから、農業生産の維持並びに農業経営の安定化を図るために、本施設の早急な更新整備が必要である。		

②事業の効果	①) 貨幣価値化可能な効果(費用対効果分析結果)	【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析結果】																	
				区分			事前評価時 (基準年:H29)		備考										
		費用 (億円)	事業費			32.5													
			その他費用注)			35.2													
			合計(C)			67.7													
		効果 (億円)	作物生産効果			76.4													
			品質向上効果			4.7													
			営農経費節減効果			△9.9													
			維持管理費節減効果			△1.7													
			水源かん養効果			19.1													
			大規模地震対策効果			1.5													
			合計(B)			90.1													
			(参考) 算定要因	(参考) 水稲作付面積(ha)			524.6												
		費用対効果分析結果(B/C)		1.33															
※金額は、社会的割引率(4%)を用いて現在の価値に換算したもの。																			
注)その他費用の内訳																			
①当該施設 再整備費+事業着工時点の資産価格-評価期間終了時点の資産価格																			
②当該施設と一体的に効用を発揮する関連施設(国営新濃尾農地防災事業) 新規整備費+再整備費+事業着工時点の資産価格-評価期間終了時点の資産価格 ※評価期間:50年(当該事業の工事期間10年+40年)																			
【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析手法】 「土地改良事業の費用対効果分析マニュアル」(平成27年9月)による。																			
③事業の実効性	1) 事業計画	該当なし																	
		判定	A	A:十分な事業効果が期待できる。 B:十分な事業効果が期待できない。															
				【理由】 費用対効果分析結果から十分な効果が期待できる。															
		判定	A	A:事業計画の実効性が期待できる。 B:事業計画の実効性が期待できない。															
				【理由】 地元の合意形成が図られており、実効性が期待できる。															

④事業手法の妥当性	1) 代替案の比較検討結果	路線位置について、現在の施設の位置で改修する現況ルートと道路下埋設により可能な限り直線で施工する新設ルートを比較した結果、新設ルートは現況ルートよりも施工延長が長くなることに加え、既設管を撤去する必要がある。 このことから、現況ルートで改修を行う計画が経済的かつ効率的で最も妥当である。			
	判定	A	A : 手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。 B : 手段には代替性があり、改善の余地がある。		
	【理由】	経済性、現地状況等から、最も妥当な事業計画である。			
III 対応方針（案）					
事業実施が妥当である。		事業実施が妥当である。: 上記①～④の評価すべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。			
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容					
■対象（事業完了後5年目） <input checked="" type="checkbox"/> 対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 — 【主な評価内容】 <ul style="list-style-type: none">・作物生産の状況・耐震対策を実施した施設については、想定規模と同等の地震がなければその効果を検証できないため、事業完了後5年以内に想定規模と同等の地震が発生した場合にその効果を検証する。					
V 事業評価監視委員会の意見					
新岩倉用水地区の対応方針(案)〔事業実施〕を了承する。					
VI 対応方針					
事業実施					